

令和3年 5月1日

保護者の皆様

ワシントン日本語学校  
校長 神戸 昭夫

### 一時帰国時の体験入学について

夏休み期間等を利用して、日本に一時帰国し、体験入学や一時入学の経験をすることは、大変有意義なことです。しかし、体験入学・一時入学とも、制度化されたものではなく、法規によらない一時的措置ですので、入学の可否は当該学校長の裁量となります。特にコロナの影響で受け入れに慎重になる可能性があることも考えられます。

従いまして、入学を希望する学校とは、事前に十分な連絡をとり、先方の事情が許す無理のない範囲で受け入れてもらうようご配慮をお願いします。

つきましては、希望校の受け入れにつき、次の手順で手続きをお願いいたします。

#### 記

1. 体験入学をする学校と連絡を取り、期間、理由等を伝え、体験入学を受け入れてもらえることを保護者が確認して下さい。
2. 次の手続きをして下さい。
  - (1) ホームページ→ 保護者 →「各種手続き・フォーム」→をクリックしてください。
    - ・様式1「体験入学（園）についてのお願い」
    - ・様式2「児童・生徒の状況について」
    - ・様式3「体験入学（園）証明書」
  - (2) 上記3種類のプリントを、ダウンロードして、必要事項を記入し、様式1・2・3を、体験入学を希望する学校にお渡しください。
  - (3) 体験入学が終了しましたら、様式3を体験入学校に必要部分を記入していただき、受け取ってください。  
帰国後すみやかに学校事務局あてにメール添付（PDF等）で提出してください。
3. 体験入学期間の日本語学校における出欠の扱いについて  
【体験期間中にワシントン日本語学校の授業日と重なる場合】
  - ・例 → 体験入学をした期間 6月9日～7月19日
  - ・この間の日本語学校の授業日は、6月12日 6月19日 6月26日です。
  - ・この3日間について「欠席扱いにはしません。」
  - ・日本語学校の授業日が、体験入学期間に含まれている日数を対象とします。※この「証明書」がない場合は、「欠席扱い」となりますのでご注意ください。  
※帰国後、速やかに「証明書」を事務局に提出してください。
4. 日本到着後、体験入学までの自主隔離期間が授業日と重なる場合  
【体験入学前2週間の自主隔離期間が、日本語学校の授業日と重なる場合】
  - ・例 → 体験入学開始前に2週間の自主隔離をした期間が6月1日から6月14日
  - ・この期間の日本語学校の授業日は6月5日、6月12日です。
  - ・この2日間について「欠席扱いにはしません。」
  - ・体験入学以外で日本への一時帰国される場合、自主隔離期間の公欠扱いは行いません。あくまでも体験入学を前提とした場合に限りです。
  - ・5月1日現在の基準をもとに今年度に限り実施するものです。今後日本へ入国の際の基準が変わった場合は変更する可能性もあります。